

## 障害福祉サービス事業者等監査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という）第48条、第49条及び第50条、または同第66条、第67条及び第68条の規定に基づき、自立支援給付対象サービス等の内容及び自立支援給付に係る費用の請求等に係る監査の基本的事項を定め、もって自立支援給付対象サービスの質の確保並びに自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「障がい福祉サービス事業者等」とは、次に掲げる事業者等を総称したものをいう。

(1) 指定障害福祉サービス事業者等

法第29条第1項に基づき県が指定した障害福祉サービス事業者若しくは事業者であった者又は当該サービス事業所の従業者であった者

(2) 指定障害者支援施設設置者等

法第29条第1項に基づき県が指定した障害者支援施設を設置した者又は当該施設の従業者であった者

(3) 指定一般相談支援事業者等

法第51条の14第1項に基づき県が指定した一般相談支援事業者若しくは事業者であった者又は当該事業所の従業者であった者

(4) 指定自立支援医療機関開設者等

法第54条第2項に基づき県が指定した自立支援医療機関の開設者又は管理者、医師、薬剤師その他の従業者であった者

### (監査方針)

第3条 監査は、障害福祉サービス事業者等の自立支援給付対象サービス等の内容等について、法第49条、第50条、第67条、第68条に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合、または自立支援給付に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

### (監査対象となる障害福祉サービス事業者等の選定基準)

第4条 監査は、次に示す情報等を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情

ウ 自立支援給付の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

(2) 運営指導において確認した情報

法第10条第1項及び第11条第2項により指導を行った広域振興局長が障害福祉サービス事業者等について確認した指定基準違反等または法第10条第1項により指導を行った市町村長から情報が提供された指定基準違反等

(3) 度重なる指導によっても自立支援給付対象サービス等の内容及び自立支援給付に係る費用の請求に改善がみられないとき。

(4) 正当な理由がなく、運営指導を拒否したとき。

(監査方法等)

## 第5条

### (1) 報告等

広域振興局長（第2条(4)に規定する指定自立支援医療機関開設者等（精神通院医療に係るものに限る。）の監査に係る場合にあっては、保健所長。以下同じ。）は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該障害福祉サービス事業者等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「**実地検査等**」という。）を行うものとする。

この場合において、**実地検査等**を行う職員は、広域振興局長が発行する身分証明書（様式第1号）を携帯し、かつ関係者の請求があるときは、これを提示するものとする。

#### ア 広域振興局長による**実地検査等**

広域振興局長は、障害福祉サービス事業者等について**実地検査**を行う場合、速やかに、実施する旨の情報提供を市町村長に対し行うものとする。

イ 広域振興局長は、指定基準違反等と認めるときは、速やかに市町村長に情報提供を行うものとする。

なお、広域振興局長と市町村長が同時に**実地検査等**を行っている場合には、省略することができるものとする。

ウ 広域振興局長は、イの指定基準違反等のうち、法第49条に基づく改善勧告又は法第50条に基づく指定取消に相当する重大な違反事案が認められるときは、次号による場合を除いて、次条第2項に基づき、保健福祉部長に引き継ぐものとする。

### (2) 監査結果の通知等

広域振興局長は、監査の結果、改善勧告又は指定取消に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

(広域振興局長の報告等)

第6条 広域振興局長は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、保健福祉部長に報告を行う。

2 前項にかかわらず、監査の結果、前条(1)ウに該当する場合は、広域振興局長は、速やかに、当該事案の経緯及び監査結果について、別に定めるところにより、保健福祉部長に引き継ぐものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月24日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年8月22日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成24年5月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

2 この要綱による改正前の指定障害福祉サービス事業者等監査実施要綱第5条第1号に規定する身分証明

書（様式第1号）は、当分の間使用することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年8月9日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(様式第1号) 要綱第5条第1号

(表面)

5.4 センチメートル	3 センチメートル	[写真枠]	身分証明書
			職員番号第 号
			氏 名
			生年月日
			上記の者は、裏面記載の立入調査等を行う岩手 県の職員であることを証明する。
			(2年間有効)
			年 月 日
			○○広域振興局長 氏 名 印
			(○○保健所長)
2.4センチメートル			
8.6センチメートル			

(裏面)

立 入 調 査 等
この身分証明書を携帯する者は、次に掲げる法律、条例等の規定により立入調査等を行う者である。
法律、条例等の名称
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第48条及び第66条

備考1 法律、条例等の名称の欄には、立入調査等の内容に応じ、根拠法令等を適宜記載して差し支えありません。

2 身分証明書と写真を分離できない場合は、割印を省略できます。